

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）

「AI（人工知能）ホスピタルによる高度診断・治療システム」運用規程

2019年1月28日

SIP AI（人工知能）ホスピタルによる高度診断・治療システム
プログラムディレクター 中村 祐輔

（目 的）

第1条 この規程は、戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」という。）「AI（人工知能）ホスピタルによる高度診断・治療システム」（以下「AI ホスピタル」という。）の運用に関して、「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針（総合科学技術・イノベーション会議 平成30年3月29日改正）」、「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針（平成30年7月19日改正）」に定めるもののほか、円滑な計画推進と公平公正な運用を行うために AI ホスピタルの専門性に鑑み、本戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「AI（人工知能）ホスピタルによる高度診断・治療システム」運用規程（以下「規程」という。）を定める。

（定 義）

第2条 この規程において「プログラムディレクター」（以下「PD」という。）とは、内閣府の公募により選任され委嘱を受けた者であって、AI ホスピタル課題を統括し推進する者をいう。

2 この規程において「サブ・プログラムディレクター」（以下「サブ PD」という。）とは、PD が人選し内閣府の委嘱を受けた者であって、PD を補佐し、AI ホスピタル課題を推進する者をいう。

3 この規程において「管理法人」とは、内閣府の指定（平成30年3月29日府政科技第187号）を受け、AI ホスピタル課題の実施にあたって予算執行、事務手続き等の関連する業務を行う、国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所をいう。

4 この規程において「協力参加機関」とは、AI ホスピタル公募により採択された研究開発プロジェクト以外の機関で、SIP AI ホスピタルへの参加が認められた機関をいう。

（委員会）

第3条 AI ホスピタルの公正公平な運用を行うために、次の委員会を置く。なお、これら委員会の庶務は、管理法人が行う。

（1）評価委員会

（2）知的財産委員会（以下「知財委員会」という。）

（3）倫理的法的社会的課題委員会（以下「ELSI 委員会」という。）

(評価委員会)

第4条 評価委員会はAIホスピタルに係る、次に掲げる事項をつかさどる。なお、当該委員会の運用に係る規程は別途定める。なお、評価委員会の構成員は、第三者により構成する。

- (1) 研究責任者の選定評価
- (2) 年度末評価
- (3) 終了時評価
- (4) その他、必要な評価
- (5) 専門的観点からの技術評価（以下「Peer Review」という。）及び報告書の作成

(知財委員会)

第5条 知財委員会は、AIホスピタルに係る、次に掲げる事項をつかさどる。なお、当該委員会の運用に係る規程は別途定める。

- (1) 採択課題間における知的財産に関する調整
- (2) その他、知的財産に関する必要な調整

(ELSI委員会)

第6条 ELSI委員会は、AIホスピタルに係る、次に掲げる事項をつかさどる。なお、当該委員会の運用に係る規程は別途定める。なお、ELSI委員会は第三者で構成する。

- (1) 倫理的課題に関すること
- (2) 法的課題に関すること
- (3) 社会的課題に関すること
- (4) (1)から(3)に関連する事項

(事業マネジメント会議)

第7条 AIホスピタルの進捗、情報共有のため、PDの主催により、「事業マネジメント会議」を開催し、計画の推進に努める。なお、当会議の運営に係る規程は別途定める。

(管理法人)

第8条 管理法人は、AIホスピタル計画の実施にあたって、円滑な計画推進と公平公正な運用のため、管理法人の組織を指名又は設置して次の業務を行う。

(1) 予算執行に係る業務

予算執行に係る業務については、(3)計画の運用に係る業務アで規定する管理班の支援を得て管理法人 総務部会計課において処理する。なお、管理法人が担当する業務の範囲は管理法人が予算を執行する範囲とする。

(2) 委託研究開発契約に係る業務

契約に係る業務については、(3)計画の運用に係る業務アで規定する管理班の支援

を得て管理法人 戦略企画部戦略企画課において処理する。

(3) 計画の運用に係る業務

計画の運用に関する業務は、管理法人 開発振興部 SIP 管理法人担当グループにおいて処理する。なお、計画の推進と公平公正な管理を行うために、次の組織を設置する。

ア 管理班

第4条で規定する委員会の庶務、第三者評価報告書(Peer Review)等の作成支援、研究責任者の公募、関係省庁に係る事務、(1)及び(2)で規定する業務の支援等の公正公平の観点に基づく客観的な管理に係る業務を専ら行う。

イ 運営班(以下「プロジェクトマネジメントオフィス」という。)

PD、サブPD、研究責任者等、協力参加機関等の支援、進捗管理、連携調整、関連事項の調査・分析、事業マネジメント会議、自己評価報告書の作成支援等のAIホスピタルの計画の積極的な推進に係る事務を専ら行う。

(各種決裁及び承認)

第9条 AIホスピタルの運営に伴う事務手続等は、PDが定める。

2 事務手続きの処理は、管理法人の事務処理規定に準拠して行う。

3 管理法人におけるAIホスピタルの運営に係る全ての事務処理は、管理法人の長の承認を得るものとする。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるものの他、AIホスピタルの運営に関し必要な事項は、PDが定める。

第11条 本規程の有効期間は、SIP AIホスピタル課題の実施期間とする。